

# 今治市民の方へ 不育症治療費助成のお知らせ

今治市では、不育症のための検査及び治療を受けた方に、費用の一部を助成します。

## ○ 対象となる治療等

2回以上の流産等、不育症に関する保険給付が適応されない検査・治療及び本事業申請のための作成費用で、令和3年4月1日以降に終了したもの

## ○ 対象者 \*以下のすべてに該当する方を対象とします

- ① 生殖医療専門医が属する医療機関及び市長が認めた医療機関で不育症と診断され、医師の判断により検査又はその治療を受けた方
- ② 法律上の婚姻をしている夫婦
- ③ 夫婦双方又は検査・治療を受けた方が不育症検査又は治療の期間及び申請日において、今治市に1年以上継続して住所を有している方
- ④ 本助成金の交付申請日において、夫婦に市税の滞納がないこと
- ⑤ 医療保険に加入していること
- ⑥ 国又は他の地方公共団体から同種の助成金給付を受けてないこと
- ⑦ 夫婦合わせた前年（1月～6月までの交付申請の場合は前々年）の所得の合計が730万円未満の方であること

## ○ 助成の額と期間

1年度につき5万円を上限とする。回数に制限は設けない。

## ○ 申請の期間

治療が終了した日の属する年度内。（3月中に検査・治療が終了した場合は、当該年の4月末日まで受付可）

\*年度内に申請できない場合は、必ず事前にご相談ください。原則、年度内の申請ができない場合（事前連絡がない場合も含む）は、受付及び助成ができませんので、ご注意ください。

## ○ 申請に必要なもの

- ① 今治市不育症治療費等助成申請書・同意書
- ② 不育症治療費助成事業受診証明書
- ③ 夫婦2人の健康保険証の写し
- ④ 領収書等治療費等の支払が証明できるもの（写し可）
- ⑤ 印鑑・申請者名義の通帳（振込先が確認できるもの）
- ⑥ 夫婦で住所地が異なる場合は戸籍謄本（写し可）



健康づくり計画推進キャラクター  
『ケンちゃんコウちゃん』

### <申請窓口・問合せ先>

〒794-0043

愛媛県今治市南宝来町1丁目6-1

今治市中央保健センター 電話(0898)36-1533

又は 各支所住民サービス課